

# 公 示

公示第115号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月27日  
付け公示第41号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

平成26年1月27日

東北運輸局長 長谷川 伸一



東自監第349号の2  
東自旅二第1103号の2  
東自整第178号の2  
東自保第120号の2  
平成26年1月27日

秋田運輸支局長 殿

東北運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月27日付け公示第41号）の一部改正について

標記について、自動車局長から別添のとおり通達があったことから、東北運輸局における「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の一部を改正したので、了知のうえ公示場所に掲示するとともに、関係団体等に対し周知されたい。



一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（平成25年9月27日付け公示第41号）

新	示	日	公 示	記
			制定 平成25年 9月27日 公示第41号 改正 平成26年 1月27日 公示第115号	公示第41号
			「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。	
			平成25年9月27日	
			東北運輸局長 長谷川 伸一	
			平成25年9月27日	
			東北運輸局長 長谷川 伸一	
			平成25年9月27日	
			一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のようく定める。	
			なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け公示第85号）は、平成25年10月31日限り、廃止する。	

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用的停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタク特法第18条の2又は第37条第8項の規定による命令違反
- ③ 法第17条の2の規定による命令違反
- ④ 法第86条第1項の違反(輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。)
- ⑤ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議
- ② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取
- ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定(以下「基準日車等」という。)に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項については、次により取り扱うものとする。

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用的停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項及びタク特法第18条の2又は第37条第8項の規定による命令違反
- ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
- ④ 法第86条第1項の違反(輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。)
- ⑤ 法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議
- ② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取
- ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定(以下「基準日車等」という。)に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項については、次により取り扱うものとする。

- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

(7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域(以下「特定地域」といふ。)又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域(以下「準特定地域」といふ。)に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。

① 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。

ただし、監査時車両数(監査等により違反事實を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現在に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。②において同じ。)を特定地域指定期時車両数(特定地域に指定されたとき(当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。)に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現在に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。)よりも減少させている者は1.1倍とする。

① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

② ①以外の場合にあつては、再違反の2倍とする。

(7) 法第8条第1項に規定する緊急調整地域、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第33条第1項に規定する特定地域、「緊急調整地域の指定等について」(平成13年11月1日付け東北旅二第986号)I 1に規定する特別監視地域及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成21年9月29日付け公示78号。以下「特定特別監視地域通達」という。) I 1に規定する特定特別監視地域に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を別表第2のとおり加重して取り扱うものとする。

該業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の台数をいう。)よりも減少させている者は1.1倍とする。

② 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）より減少させている者は1.1倍とする。

(8)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができます。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警笛である場合は10日車)とする。

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

の違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、輕減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の

(8)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の輕傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合  
理由が認められる場合  
(9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の

2分の1を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があつたときは、10日車とする。

(10) 東北運輸局に「自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この基準(別表第1を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があつた場合、違反に對して加重又は軽減する場合、4. (4)若しくは5. (3)又は6. (1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行ふものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行つた日から3月以内に報告を行ふよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行つた事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの  
ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)

ハ 東北運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。)  
ニ 廃止営業所に最寄りの営業所(イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。)

2分の1を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があつたときは、10日車とする。

(10) 東北運輸局に「自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この基準(別表第1を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があつた場合、違反に對して加重又は軽減する場合、4. (4)若しくは5. (3)又は6. (1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行ふものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行つた日から3月以内に報告を行ふよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行つた事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させた場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。  
イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの  
ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)  
ハ 東北運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。)  
ニ 廃止営業所に最寄りの営業所(イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。)

- (13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が當業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあっては、当該違反行為が當業所に當業所を併設しているときは、その當業所に係る違反行為として、当該事務所に當業所を併設していないときは、次に掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の営業区域に所在する當業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の支局区城に所在する當業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ③ 事務所と同一の管轄区域に所在する當業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ④ 当該事務所に最寄りの當業所(①から③までに該当する當業所がない場合に限る。)

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に當業所を併設しているときは、その當業所に係るものとして、主たる事務所に當業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行つたものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)(2)において同じ。)により、当該違反事業者の違反當業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの人たち、運送事業を廃止したものを除く。)の、次に掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者が残つていないときは、当該違反事業者に對しては、(12)②の例にならつて取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により運送事業の全部又は一部を承継して當業する當業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行ふ事業者には、1. (5)から(10)までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4. (1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行ふ事業者には、(1)のほか、

- (13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が當業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあっては、当該事務所に當業所を併設しているときは、その當業所に係る違反行為として、当該事務所に當業所を併設していないときは、次に掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の営業区域に所在する當業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の支局区城に所在する當業所のうち当該事務所のうち當業所に最寄りのもの
  - ③ 事務所と同一の管轄区域に所在する當業所のうち當該事務所に最寄りのもの
  - ④ 当該事務所に最寄りの當業所(①から③までに該当する當業所がない場合に限る。)

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行ふ場合において、主たる事務所に當業所を併設しているときは、その當業所に係るものとして、主たる事務所に當業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があつた場合、当該違反行為は、合併後の法人又は相続人が行つたものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)(2)において同じ。)により、当該違反事業者の違反當業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの人たち、運送事業を廃止したものを除く。)の、次に掲げる當業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者に對しては、違反當業所。この場合において、当該違反事業者に違反當業所が残つていないときは、当該違反事業者に對しては、(12)②の例にならつて取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により運送事業の全部又は一部を承継して當業する當業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行ふ事業者には、1. (5)から(10)までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4. (1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行ふ事業者には、(1)のほか、

4. (1)④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)④口に該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3)(1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行ふべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間ににおいて行政処分を受けないこと。
- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けないこと。
- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無車検運行又は救護義務違反がないこと。

(5)行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6)事業者たる法人の合併又は事業者の相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7)事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの方が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(8)タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

4. (1)④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)④口に該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3)(1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行ふべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間ににおいて行政処分を受けないこと。
- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けないこと。
- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無車検運行又は救護義務違反がないこと。

(5)行政処分を受けた営業所の廃止があつたときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6)事業者たる法人の合併又は事業者の相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7)事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの方が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(8)特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を減少した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。ただし、4.(1)①から③まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行ふものとする。

(2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行ふべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通事故通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、別表第2の「処分車両数及び処分期間の配分表」により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(6)(1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項又はタクシ一適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他の当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもつてこれに代えることができるものとする。

### 3. 自動車等の使用停止処分

(1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。ただし、4.(1)①から③まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行ふものとする。

(2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行ふべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用的停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通事故通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、別表第3の「処分車両数及び処分期間の配分表」により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(6)(1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他の当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもつてこれに代えることができるものとする。

### 4. 事業の停止処分

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなる場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合(①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けない場合に限る。)

③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けない場合に限る。)

④ 次のいずれかに該当する場合(6.(1)⑥に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなる場合(5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上なった場合(①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けない場合に限る。)

③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となつた場合(①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となつた日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けない場合に限る。)

④ 次のいずれかに該当する場合(6.(1)⑥に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合ハ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合ヘ 法第27条第1項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第3項又はタク特法第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

## 偽の陳述を行った場合

(2)(1)①から③までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなることとならないことを確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)④口に該当したことによって4.(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的の方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送車の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分ができるものとする。

(5)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の处分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合  
② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(6)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の处分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。  
① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合  
② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(7)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合は、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。  
① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合  
② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(8)次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合は、当該違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(2)(1)①から③までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなることとならないことを確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3)(1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)④口に該当したことによって4.(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的の方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送車の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の处分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合  
② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(6)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の处分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。  
① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合  
② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通事故通知等があつた場合

(7)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合は、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。  
① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合  
② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(8)次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合は、当該違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合(⑨)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、乗物等を使用運転又は救護義務違反を行つたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

違反當業所等に、3. (3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上のものに限る。)を伴う重大事故等を引きこしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

③ 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反當業所等に、3. (3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯及び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行つたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

① 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなる場合に行うものとする。

① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となつた場合

② 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となつた場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動について

は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

- ① (1)の場合にあっては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域
- ② (1)②の場合にあっては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(2)(1)の規定による命令は、次の営業区域を行うものとする。

- ① (1)の場合にあっては、累積点数が81点以上となつた支局区域内の全ての営業区域
- ② (1)②の場合にあっては、累積点数が161点以上となつた管轄区域内の全ての営業区域

(2)(1)の規定による命令は、次の営業区域を行うものとする。

- ① (1)の場合は、累積点数が81点以上となつた支局区域内の全ての営業区域
- ② (1)②の場合にあっては、累積点数が161点以上となつた管轄区域内の全ての営業区域

(3)(1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使

用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。  
ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分、4.に規定する事業の停止処分又は5.に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行ふことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(①の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合
- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合

- ⑤ 法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項(タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4.(1)④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反(この場合、4.(1)④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)④の口、ハ、ニ、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合  
イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の

用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分、4.に規定する事業の停止処分又は5.に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行ふことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者(①の事業者を除く。)について、累積点数が161点以上となった場合
- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、次のイ又はロのいずれかに該当することとなった場合  
イ 第2種運転免許の取消処分を受けた場合  
ロ 許可期限の更新時において更新後の許可期限が1年となつたこと(当該事業者の年令が75才以上であることのみの理由により、許可期限が1年となつた場合を除く。)が5回連続した場合
- ⑤ 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項(タク特法第52条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4.(1)④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反(この場合、4.(1)④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)④の口、ハ、ニ、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合  
イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の

命令	法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
ロ	法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
ハ	法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
二	法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
ホ	法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

命令	法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令 法第31条に規定する事業改善の命令 法第84条第1項に規定する運送に関する命令 タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令 タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令
ロ	タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令 タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令 タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令
ハ	タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令 タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令 タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する輸送の安全確保命令
二	タク特法第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に從わない場合に限る。)に該当することとなつた場合
ホ	(8) 法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に從わない場合に限る。)に該当することとなつた場合 (2) 次のいずれかに該当する場合の(1)⑥及び⑦の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。 ① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。 ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものと除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

1. この基準による行政処分等は、平成25年11月1日から施行する。

## 附 則

- この基準による行政処分等は、平成25年11月1日から施行する。

2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行わされていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)により行政処分等を行うものとする。
4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則 (平成26年1月27日 公示115号)

1. この基準による行政処分等は、平成26年1月27日から施行する。
2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行わされていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行わされていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)により行政処分等を行うものとする。
4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行わされていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以後に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間ににおける違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)により行政処分等を行うものとする。
4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

別表第1  
別紙のとおり  
(削除)

	緊急調整地域	特定地域	特別監視地域
1 特別監視地域に指定された後に当該地域で運送事業の許可、営業区域の拡大又は譲渡譲受の認可(営業区域拡大に係るものに限る。)を受けた事業者による違反(2を除く。)	4倍	3.5倍	3倍
2 特定特別監視地域通達Ⅱ.2.(4) ①による監査による			4倍

3 監査時車両数を基準車両数よりも増加させている事業者による違反(1を除く。)	4倍	3.5倍	3倍	
4 監査時車両数が基準車両数以下であり、基準車両数の5%以上を減少させていない事業者による違反(1を除く。)	2倍	2倍	1.5倍	
5 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている事業者による違反(1を除く。)	1倍	1倍	1倍	
6 5のうち、緊急調整地域にあっては、特別監視地域に指定された後、緊急調整地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者は、特定地域にあっては、特定特別監視地域に指定された後、特定地域に指定されるまで5%以上減少させず、当該地域に指定された後に減少させた者による違反	1.5倍	1.5倍	1.5倍	
適用				・「基準車両数」とは、緊急調整地域及び特別監視地域にあっては、特別監視地域に指定されたときに当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般の需要に応じることができる事業用自動車(以下「一般車両」という。)の総数をいい、特定特別監視地域にあっては、特定特別監視地域基準Ⅱ1(2)に規定する基準車両数をいい、特定地域にあっては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年10月1日付け公示第79号)Ⅱ.2.、「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」(平成22年1月25日付け公示第135号、以下「事業再構築特例公示」という。)8.の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する基準車両数をいう。

- 「監査時車両数」とは監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた一般車両の総数をいう。なお、事業再構築特例公示2.に規定する休車は、基準車両数からの減少として取り扱わない。
- 当該地域が連続して特別監視地域又は緊急調整地域に指定された場合の基準車両数は、その連続する最初の特別監視地域に指定されたときの基準車両数とする。

- 基準車両数の5%以上に1台に満たない端数がある場合は、1台に切り上げる。
- 欄中1の規定は、当該許可又は認可を受けた日から3年を超えた日以降の違反については適用しない。
- 本表内の各規定は併科しないものとする。
- 本表に掲げる地域が重複する地域については、いざれか大きい方の倍数を適用するものとする。

別表第2

## 処分車両数及び処分期間の配分表

配置車両数	1~ 処分日車数	11~ 10両	21~ 20両	31~ 30両	41~ 40両	51~ 50両	101~ 100両	151~ 150両	201両 以上
~ 50日	1両 ~	1両 2両	2両 3両	2両 3両	4両 6両	4両 6両	8両 9両	10両 12両	10両 12両
55日車 ~ 100日車	1両 2両	1両 2両	2両 3両	2両 3両	4両 6両	4両 6両	8両 9両	10両 12両	10両 12両
105日車 ~ 195日車 (※)	2両 2両	2両 3両	4両 4両	4両 8両	8両 12両	16両 16両	20両 20両	25両 25両	20両 20両
200日車 ~ 295日車 (※)	2両 2両	2両 3両	4両 4両	5両 5両	10両 12両	15両 18両	20両 24両	25両 30両	25両 30両
300日車 以上 (※)	2両 以上	2両 (※)	3両 4両	5両 6両	6両 12両	18両 24両	30両 30両	30両 30両	30両 30両

※ 配置車両が5両以下の場合は、処分車両を数を1両とする。

## 処分車両数及び処分期間の配分表

配置車両数	1~ 処分日車数	11~ 10両	21~ 20両	31~ 30両	41~ 40両	51~ 50両	101~ 100両	151~ 150両	201両 以上
~ 50日	1両 ~	1両 2両	1両 2両	1両 2両	2両 4両	2両 4両	2両 4両	4両 6両	6両 8両
55日車 ~ 100日車 (※)	1両 2両	1両 2両	2両 3両	2両 3両	2両 4両	2両 4両	2両 4両	4両 6両	6両 8両
105日車 ~ 195日車 (※)	2両 2両	2両 3両	4両 4両	8両 12両	12両 16両	16両 20両	20両 20両	20両 24両	24両 30両
200日車 ~ 295日車 (※)	2両 2両	2両 3両	4両 4両	5両 5両	10両 12両	15両 18両	20両 24両	25両 30両	25両 30両
300日車 以上 (※)	2両 以上	2両 (※)	3両 4両	5両 6両	6両 12両	18両 24両	30両 30両	30両 30両	30両 30両

※ 配置車両が5両以下の場合は、処分車両を数を1両とする。

別表第1

## ○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用事項	違反行為	基準日車等 運送	初回反 違反	運用車種 運送	運行事 業	違反	基準日車等 運送	初回反 違反	
道路運送法(以下「運送法」といいます。)第4条第1項 運送法第2条第2項	無許可経営 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守基準違反	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	運送法第27条第1項 運送法第27条第5項	運送法第27条第5項	無許可経営	運送本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	運送本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	
運送法第2条第5項 運送法第43条の4第3項	旅客の運送保命令又は旅客の利便を確保するための遵守基準違反	60日車 警告	通達本文6.(1)⑦による	10日車 警告	60日車 警告	輸送安全確保命令違反	60日車 警告	通達本文6.(1)⑦による	
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業要施設機関からの適正化事業のための資料提出等についての遵守基準違反	60日車 警告	通達本文6.(1)⑦による	10日車 警告	60日車 警告	輸送安全確保命令違反	60日車 警告	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	
運送法第9条第2項	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化法(以下「タク一適正化・活性化法」といいます。)第8条の7第1項 タク一適正化・活性化法第8条の9第1項 タク一適正化・活性化法第8条の9第2項 タク一適正化・活性化法第8条の9第3項 タク一適正化・活性化法第8条の9第5項 タク一適正化・活性化法第8条の11第1項 タク一適正化・活性化法第16条の2 タク一適正化・活性化法第16条の4第11項 タク一適正化・活性化法第16条の4第21項 タク一適正化・活性化法第17条第11項 タク一適正化・活性化法第17条第23項	検査拒否、虚偽の陳述等 事業者計画の影響等、事業者計画の変更認可違反 事業者計画の認可命令違反 認可事業者計画の変更命令違反 供給輸送力の削減命令違反 認可事業者計画の変更命令違反 営業方法の制限に関する命令違反 報告義務違反 1.未報告 2.虚偽の報告 運賃届出、運賃変更届出違反 1.未届出、不当運賃受受 2.虚偽の届出 運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定) 運賃の変更命令違反 運賃料金認可、運賃料金変更認可違反 報告義務違反 1.未報告 2.虚偽の報告 輸送の安全確保命令違反 届出義務違反	20日車 警告	40日車 警告	運送法第94条第5項 運送法第94条第5項	検査拒否、虚偽の陳述等 事業者計画の影響等、事業者計画の変更認可違反 事業者計画の認可命令違反 認可事業者計画の変更命令違反 供給輸送力の削減命令違反 認可事業者計画の変更命令違反 営業方法の制限に関する命令違反 報告義務違反 1.未報告 2.虚偽の報告 運賃届出、運賃変更届出違反 1.未届出、不当運賃受受 2.虚偽の届出 運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定) 運賃の変更命令違反 運賃料金認可、運賃料金変更認可違反 報告義務違反 1.未報告 2.虚偽の報告 輸送の安全確保命令違反 届出義務違反	60日車 警告	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による